

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成29年法律第77号)の概要

- 人事院は平成29年8月8日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1 月例給の改定【平成29年4月から改定】

俸給表を400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)
(初任給については1,000円、若年層についても同程度の引上げ)

※ 指定職職員(本省の部長、審議官級以上)については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【平成29年12月期から改定】

一般の職員 年間4.30月分 → 4.40月分(0.10月分引上げ)
指定職職員 年間3.25月分 → 3.30月分(0.05月分引上げ)

3 その他【平成30年4月に実施】

平成27年1月に抑制された昇給を、若年層を中心に1号俸回復

4 施行期日

公布の日 (一部の規定は平成30年4月1日)